

消費税率引上げに伴う対応について

2019年10月1日以降の消費税率10%へ引上げに伴う対応について、弊社とお取引いただいているご契約に関してお知らせいたします。

1 変更契約について

2019年10月1日以降も引き続き納入（納品）やサービスをご提供いただく内容のご契約につきましては、契約書に記載の8%で算出した消費税額の10%への変更契約は、原則、行わないことといたします。

なお、特に変更契約の締結（変更契約書の取交し）をご希望の場合は、弊社業務サービス部あてご連絡をお願いいたします。

2 ご請求について

○経過措置対象(2019年10月1日以降の納品又は履行であっても8%のもの)

○軽減税率対象品目

上記内容をご確認いただき、契約書に記載された消費税額にかかわらず、適正な税率でご請求くださいますよう、お願いいたします。

(契約書上は8%の記載であっても、10%適用の場合は10%でご請求ください)